

## 令和5年度第12回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年3月15日(金)  
午前9時30分 ～ 午前11時05分  
場 所 川棚公民館 2階講堂

### 会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名  
現 在 数 18 名  
出 席 総 数 17 名  
欠 席 総 数 1 名

| 議番 | 氏 名    | 出欠 |
|----|--------|----|
| 1  | 阪田 実   | 出席 |
| 2  | 木村 貴志子 | 出席 |
| 3  | 新久保 克己 | 出席 |
| 4  | 松倉 公一  | 出席 |
| 5  | 田崎 育子  | 出席 |
| 6  | 岡本 住子  | 欠席 |
| 7  | 下田 敏純  | 出席 |
| 8  | 加藤 ソメ  | 出席 |
| 9  | 石田 安男  | 出席 |
| 10 | 田上 光義  | 出席 |
| 11 | 河本 隆一  | 出席 |
| 12 | 坂田 謙祐  | 出席 |
| 13 | 伊田 喜弘  | 出席 |
| 14 | 山田 正信  | 出席 |
| 15 | 藤本 康洋  | 出席 |
| 16 | 河本 肇   | 出席 |
| 17 | 岩本 憲慈  | 出席 |
| 18 | 有田 孝義  | 出席 |

### 本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名

傍聴人 0 名

## 令和5年度第12回総会

(開始時刻9時30分)

### 事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は17名、欠席委員は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

### 議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和5年度第12回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号5番、田崎育子委員と議席番号7番、下田敏純委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りいたします。

なお、審議にあたり、5番の案件につきましては議席番号■■番、■■委員が、8番の案件につきましては議席番号■■番、■■委員が、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当しますので、まず1番から4番及び6番、7番、9番について審議し、それぞれの該当委員の退席の後、5番、8番について審議することといたします。

それでは、1番から4番及び6番、7番、9番について、事務局の説明を求めます。

## 事務局（足立事務局次長）

それでは、ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

この度、新たに3名の委員が任命され、初めての通常総会となりますので、詳細に説明させていただきます。総会議案書1ページをお開きください。

説明の前に議案書内に記載しております非線引、未指定、調について簡単にご説明いたします。下関市には下関都市計画区域と下関北都市計画区域の2つの都市計画区域がございます。下関都市計画区域は内日地区を除く旧市内で、「市街化区域と市街化調整区域」の区域区分があり、いわゆる線引きがなされております。下関北都市計画区域は内日地区、豊浦地区、菊川地区で、こちらには市街化区域や市街化調整区域等の区域区分がなく、いわゆる、非線引き区域となります。なお、豊田地区、豊北地区については都市計画区域外の区域となっております。議案書には市街化区域内の農地を「市」、調整区域内の農地を「調」、内日地区、豊浦地区、菊川地区の農地を「非」、豊田地区、豊北地区の農地を「未指定」と記載しております。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可についてご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可とは、農地を農地のままで権利を設定し、若しくは移転するもので、農業委員会の総会にてご審議いただき、許可の可否を決定し、承認されれば会長名で許可書が交付されます。なお、相続については権利の設定移転に該当しませんので、許可を要しない行為となります。ただし、農業委員会への届け出は必要です。

それでは、議案についてご説明いたします。1番、申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は612㎡、位置図は4、5ページ、公図は6、7ページをご覧ください。申請地はJR山陰本線黒井村駅から北東へ約600mに位置している、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、遠方に居住し、耕作が困難な譲渡人の要望に、兄である譲受人が応じたものでございます。申請地は譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は馬鈴薯や里芋等を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして2番、申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は365㎡、位置図は8、9ページ、公

図は10ページをご覧ください。申請地は下関市役所豊北総合支所阿川支所から北東へ約700mに位置している、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は県外に居住している譲渡人の要望に、叔父である譲受人が応じたものでございます。申請地は譲受人の自宅から近く、譲受後は玉ねぎや大根等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして3番、申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆、面積は5,146㎡、位置図は11、12ページ、公図は13ページから15ページをご覧ください。申請地は下関市役所王司支所から北東へ約900mに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は耕作の予定がない譲渡人の持分5分の1を譲受人に移動し、譲受人が経営規模拡大を図るものでございます。申請地は譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は水稻を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください、4番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は810㎡、位置図は16、17ページ、公図は18ページをご覧ください。申請地は下関市役所豊北総合支所阿川支所から西へ約2.5kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は高齢で耕作が困難な譲渡人の要望に譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。申請地は譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後はほうずきやひおうぎ等の花を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、6番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は2,530㎡、位置図は24、25ページ、公図は26ページをご覧ください。申請地は下関市役所菊川総合支所から北西へ約2kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は農業後継者もない譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は水稻を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書3ページをお開きください、7番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は3,371㎡、位置図は27、28ページ、公図は29ページをご覧ください。申請地は下関市役所菊川総合支所から北西へ約1.9kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は農業後継者もない譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は譲受人の自宅から近く、譲受後は水稻を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

3ページに戻りまして、9番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は2,640㎡、位置図は33、34ページ、公図は35ページをご覧ください。申請地はJR山陰本線安岡駅から北東へ約1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は遠方に居住しており、耕作が困難で農業後継者もない譲渡人の要望に譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。申請地は譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、みかんやカボス等の柑橘類を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

農業委員会では、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、許可することはできません。第1に農地の全てを効率的に利用する。第2に必要な農作業に常時従事する。第3に周辺地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること等の要件を、全て満たす必要がございます。

この度の案件については、各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお

願いいたします。

#### 石田安男委員

9番の石田です。1番の案件について補足説明をいたします。3月6日に農業委員2名、事務局職員2名で、現地を確認いたしました。

譲渡人は遠方に居住していて耕作不能なため、譲受人である兄に管理してもらっておりました。以前から贈与を申し出ており、この度、譲受人が譲り受けることにしたものです。

申請地は自宅から■■■■の位置にあり、隣地は譲受人の農地であり、一枚のほ場の様な状態になっております。ゆくゆくは畑に転換し、馬鈴薯、里芋等を栽培する予定で、贈与による所有権の移転です。何ら問題はないと思います。

ご審議の程よろしく願います。

#### 議長（山田会長）

続きまして、2番、4番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

#### 有田孝義委員

18番の有田です。2番及び4番の案件について補足説明をいたします。3月7日に農業委員2名と、事務局職員1名で現地を調査いたしました。まず2番の案件について、遠方に居住する譲渡人が叔父である譲受人に贈与するもので、申請地は譲受人の所有する畑に隣接しており、一体的に耕作が可能で、自家消費の野菜を作付けするとのことで問題ないものと判断いたしました。

続いて4番の案件についてですが、申請地はため池に隣接した細長い畑でしたが、周りには鹿よけのネットを張り、畑としてきれいに管理されておりました。譲渡人は高齢で耕作が困難ということで譲受人に申し出たものですが、譲受人は花を栽培して市場へ出荷するとのことです。問題ないものと判断いたしました。

以上2件について、ご審議のほどよろしく願います。

#### 議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

#### 新久保克己委員

3番の新久保です。3番の案件につきましての現地確認の結果を報告します。

3月5日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

申請地は5人の共有地で、2、3年耕作されておらず雑草が繁茂しておりました。

申請内容は5人のうちのひとりである譲受人が経営規模の拡大を計画したところ、相続で持分5分の1を取得していた譲渡人が、取得時から耕作しておらず、今後も耕作予定がないため、譲受人の要望に応じたものであります。贈与による権利移動です。他の3人についても耕作を承諾しております。譲受人は営農に必要な農機具を保有し、譲受け後は水稻を作付ける予定であります。

問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いをいたします。

### 議長（山田会長）

続きまして、6番、7番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

### 坂田謙祐委員

12番の坂田です。6番と7番の案件について説明させていただきます。6番も7番も譲渡人が一緒ですので、併せて説明させていただきます。3月6日に農業委員2名と事務局職員1名で現地を確認いたしました。

事務局からもありましたように、ここは譲受人が以前から利用権を設定して耕作されていた農地で、この度、譲渡人が相続で農地を取得したのですが、後継者も居られず、本人もなかなか管理ができないということで、譲渡されることとなりました。

譲受人は地域でもやり手の担い手であり、今までずっと水稻を作付けされてこられた方ですので、問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いをいたします。

### 議長（山田会長）

続きまして、9番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

5番の田崎です。9番の案件について報告させていただきます。3月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地確認に参りました。

申請地は、安岡地区の安岡中学校の近くにあるほ場整備されている農地です。15年ぐらい前ぐらいから耕作しておらず、雑木や雑草とか繁茂しており、耕作放棄地となっております。先ほど事務局の方からも説明がありましたように、

譲渡人は遠方に居住しており、農業後継者もいないことから譲受人に申し出たものです。譲受人は申請地を整備して、柑橘類を60本くらい植える予定です。

周辺は立派な農地ですが、この申請地だけが荒れていますので、綺麗になることなので、ありがたいことだと思います。売買によるものです。

ご審議の程よろしく願いをいたします。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され、起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の1番から4番及び6番、7番、9番の案件につきまして、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）

次に5番の案件についての審議に入りますので、議席番号■■■■番、■■■■委員は退席をお願いします。

（該当委員 退席）

それでは、5番の案件について、事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書2ページをお開きください、5番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆、畑3筆で、合計面積は3,513㎡、位置図は19、20ページ、公図は21ページから23ページをご覧ください。申請地は下関市役所菊川総合支所から南西へ約750mに位置している農地で、■■■■番と■■■■番の2筆は過去に農業公共投資の対象となった農地で、残りの3筆は農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は耕作及び管理が困難な譲渡人の要望に、申請地の一部を以前から耕作していた譲受人が応じたものでございます。申請地は譲受人の自宅から約



■■■■の距離に位置しており、譲受後は水稻や柑橘類を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

5番の案件につきまして、議席番号13番、伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

### 伊田喜弘委員

13番伊田です。議案第1号5番について調査結果をご報告いたします。令和6年3月6日に事務局1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。譲受人は認定農業者として、地域の農業振興に立派な実績を上げておられ、地域のリーダーとして活躍中です。この度、譲渡人の離農に伴い、過去利用権設定していた農地等の贈与を受けることになりました。現地の調査結果について、地目「田」と「畑」に区別して報告いたします。■■■■は自己保全の状態でした。■■■■は営農状態の確認ができました。次に地目「畑」について報告いたします。地目「畑」は3筆とも果樹が植えられていましたが、長年管理ができていないように思われました。果樹としての再生には努力がいます。譲受人は必ず再生して立派な果樹園にするものと思っています。所有権の移転には何ら懸念事項はありません。

ご審議の程よろしく願いをいたします。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の5番の案件につきまして、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって原案のとおり「許可」とすることと決しました。

それでは、退席委員は着席をお願いいたします。

(該当委員 着席)

#### 議長 (山田会長)

次に8番の案件についての審議に入りますので、議席番号■■■■番 ■■■■委員は退席をお願いします。

(該当委員 退席)

それでは、8番の案件について、事務局の説明を求めます。

#### 事務局 (足立事務局次長)

それでは、ご説明いたします。総会議案書3ページをお開きください、8番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は2, 253㎡、位置図は30、31ページ、公図は32ページをご覧ください。申請地は下関市役所豊浦総合支所室津支所から南へ約600mに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は高齢で耕作が困難となり農業後継者もない譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は譲受人の自宅から約■■■■の距離に位置しており、譲受後は水稻を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

#### 議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

8番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

### 石田安男委員

9番の石田です。8番の案件につきまして補足説明いたします。3月6日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。譲渡人は高齢で耕作が困難となり、農業後継者も居ないことから、現在耕作をしてもらっている譲受人に申し出て、譲受人が応じたものです。譲受人は認定農業者として本格的に大規模稲作を行っていて、夫婦、後継者と共に営農しており、必要な農作業用の機械も所有しております。

申請地は、譲受人の自宅からも近く、きちんと管理されておりました。贈与による所有権の移転です。問題はないかと思えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の8番の案件につきまして、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって原案のとおり「許可」とすることと決しました。

それでは、退席委員は着席をお願いいたします。

（該当委員 着席）

### 議長（山田会長）

次に、日程第2「議案2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

農地法第5条第1項の規定による許可とは、市街化区域内以外の農地を住宅や駐車場等の整備を目的に農地を農地以外にする、いわゆる転用を目的に権利移動が伴うもので、農業委員会の総会にてご審議いただき、許可の可否を決定し、承認されれば会長名で許可書が交付されます。

なお、立地基準が農用地や第1種農地の場合、転用目的が営農型太陽光発電設

備の場合、転用面積が3,000㎡を超える場合は、山口県ネットワーク機構の意見聴取を受けた後に許可となります。

また、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可が必要な案件については、開発許可と同時施行となります。現在4ha以下の農地転用許可権者は権限移譲により、下関市農業委員会会長となっております。

農地転用許可基準には立地基準と一般基準がございますが、立地基準については後ほど案件ごとにご説明いたしますので、一般基準についてのみ簡単にご説明いたします。第1に資力と信用があるか、転用の妨げとなる権利を有する者の同意があるか、遅延なく転用されるか、他法令による許認可が得られる見込みがあるのか等の事業実施の確実性でございます。第2に土砂の流出、崩壊等の災害を発生させる心配がないか、周辺の営農条件に支障がないか等の被害防除でございます。第3に、地域における担い手に対する農地の集積に支障がないか等の農地の集積でございます。これらに該当する場合には、立地基準に適合する場合であっても、農業委員会は許可することができません。

それでは、議案についてご説明いたします。総会議案書36ページをお開きください、1番。本件は原状回復を条件に、令和4年5月19日付けで、資材置場の整備を目的に、許可後から許可後3箇年の一時的な利用として許可された案件を、永年転用に変更するものです。

申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は38、39ページ、公図は40ページ、土地利用計画図は41ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から北東へ約260mに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

詳細にご説明いたしますと、農地法施行令第14条とは「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地」で、農地法施行規則第43条第2号において「申請に係る農地からおおむね300m以内に支所を含む市役所が存すること。」となっておりますので、申請地は「第3種農地」となります。本件は第3種農地でございますので、立地基準においては原則許可できる農地に該当いたします。

申請理由につきましては、資材置場として一時的な利用を計画していた譲受人が受注工事の多様化等に伴い資材置場としての永続利用を希望し、各譲渡人が応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本来であれば原状回復後に改めて申請する必要があると思いますが、申請者から提出された理由書を確認したところ、利用の継続を希望していること、また、原状回復に係る費用等も嵩むこと、もしも許可が得られない場合には誓約書どおりに原状回復する旨も約束するとの記載もございましたので、事務局からは原状回復の指示を行わずこの度の申請書を受理させていただきました。本件には

一体利用地が1筆ございますが、土地所有者から使用承諾書が提出されており、確保は確実で、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断しています。

申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ隣接地の農業用排水路以外の土水路に放流されますが、土地所有者に説明し承諾を得ていることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。資力については資金計画書及び事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面として、金融機関発行の残高証明書が提出されております。本件は既に、土地利用計画どおりに整備されており、遅滞なく転用目的に供することは確実で、一般基準においても許可基準を満たしていると考えられます。ただし、国からの通知「農地法関係事務処理要領の制定について」の第4、農地等の転用の関係、その他処理上の留意事項として「資材置き場等に供する目的で農地転用許可された場合には、その後の一定期間、農業委員会は、当該土地の利用状況を確認することが望ましい」となっておりますので、「許可後、3箇年程度、1箇月に一度、農業委員と事務局職員又は事務局職員で現地確認を行い、総会にて報告すること。」との意見を付して許可することといたします。

なお今後は、資力については農地法施行規則に規定された法定添付書類となりますので、疑義が生じない場合には説明を省略させていただきます。

36ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は42、43ページ、公図は44ページ、土地利用計画図は45ページをご覧ください。申請地は下関市役所勝山支所から北東へ約1.7kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない集団農地面積が10ha未滿の小集団の農地で、「甲種農地」、「第1種農地」、「第3種農地」のいずれにも該当しない「第2種農地」となります。集団農地面積は3.3haです。

転用目的は、非フィットによる太陽光発電設備を設置するもので、譲受人は小売電気事業者でございます。申請理由につきましては、事業拡大の為に新たな発電設備の設置場所を探していたところ、日当たりが良く計画に必要な面積も確保できることからこの度の計画に至ったもので、農業後継者もいない譲渡人が譲受人の要望に応じたもので、申請者からは代替地検討表が提出されており、売買による所有権の移転となっております。

この代替地検討表とは、他の候補地の検討状況を確認するための資料で、譲受人と譲渡人が下関市内に所有している全ての土地について検討した結果を書面にて確認するもので、申請地を設定した理由の一つとなります。本件では工作物の新築に必要な河川法55条の許可申請書が河川管理者に提出されており、■■■番■■■には地役権が設定されておりますが、譲受人は承諾しております。なお、今後は、土地利用計画図に影響がない各種の手續の状況や申請地に設定されて

いる地役権や抵当権等についての対応については、事務局が事前に審査し、問題ないと判断した場合には説明を省略させていただきます。

総会議案書44ページをお開きください。本件では公図の形と、45ページの土地利用計画図の事業実施区域の形状が異なっておりますが、地籍測量図にて土地利用計画図の形状が正しいことが確認できております。本件には一体利用地はなく、計画面積は過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との協議は終了しております。

土砂の流出対策としては、申請地の西側に申請地よりも低い位置に農地がございますが、既存法面はさわらない計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。本件は「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書37ページをお開きください、3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆、面積は1,733㎡の内、445㎡を転用する部分転用となっております。また、本件は譲受人2名での申請となっておりますが、これは金融機関からの融資が配偶者も、連帯債務者として借り入れを行う計画になっていたことが理由でございます。

位置図は46、47ページ、公図は48ページ、土地利用計画図は49ページをご覧ください。申請地は下関市役所豊浦総合支所から南東へ約300mに位置している、農地法施行令第14条と農地法施行規則第43条第2号及び農地法施行規則第44条第3号に該当する「第3種農地」となります。

施行令第14条と施行規則第43条第2号については先ほどご説明いたしましたので省略いたしますが、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種住居地域内に位置する農地で、農地法施行規則第44条第3号にも該当しております。

転用目的は、自己用住宅でございます。申請理由につきましては、借家住まいの譲受人が地元の不動産業者から紹介され、申請地に自己用住宅の建築を計画したもので、高齢で耕作が困難な譲渡人が不動産業者を介して、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本件の一体利用地は隣接地の盛土部分と市道加工部分となっておりますが、隣接地の土地所有者からは承諾書が、市道加工については道路工事施行承認申請書が提出されており、確保は確実と判断いたしました。

また、自己用住宅や建売住宅等の敷地面積は概ね500㎡以下で、建ぺい率22%以上が適正な敷地面積となっておりますが、本件の敷地面積は445.67

m<sup>2</sup>、建ぺい率は25.37%ですので、土地利用計画及び建ぺい率からみて、計画面積は適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地、申請地の残地部分への土砂の流出対策として、擁壁を設置する計画となっております。汚水は公共下水道で処理され、雨水のみ譲渡人の所有地にある既存の土水路から農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

### 新久保克己委員

議席3番の新久保です。1番の案件について、現地確認の結果を報告します。3月5日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

申請内容は事務局の説明の通りで、本件は令和4年5月19日に農地転用許可を行った物件です。当時、譲受人は一時的な資材置場として、譲渡人と使用貸借による権利設定をしていたところ、その後資材置場として需要があるため、今後も永続的な利用をするために、今回売買による権利移動を申し出たところ譲渡人が要望に応じたものです。汚水はなく、雨水は農業用排水路以外の水路に放流するものです。隣接する農地はなく、問題ないと思います。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

### 議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号1番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

### 阪田実委員

1番の阪田でございます。さる3月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

現地は43ページの航空写真でわかりますようにJRの山陽本線がありまして、下の方は山といいますか丘といいますか、影になる様な所ですが、西には広く開かれており、そういう意味では太陽光発電には支障はないと思われれます。汚水の

発生はなく、雨水のみが側溝等に流れます。周りには同じような農地が広がっておりますが、ほとんどが耕作放棄地になっておりまして、所々、野菜が栽培されている、こういった所がございます。事務局の説明通りで、何ら問題ない案件だと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

### 議長（山田会長）

続きますて、3番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

### 石田安男委員

9番の石田です。3番の案件について補足説明いたします。3月6日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。

譲受人は現在、借家に家族と生活していましたが、自宅を建築することを計画し、土地を探してきたところ、高齢であり管理に苦慮していた譲渡人の情報を紹介人から受け、閑静な地域で利便性がよく、子育てにも適しており、また直接市道に出入りすることができる申請地に建設地を決めました。譲受人は夫婦2人で、持分2分の1ずつの売買による所有権の移転となっております。

一体利用地である隣接地の盛土部分や市道加工部分の承諾書や申請書も出ております。雨水は土水路から自然流下で農業用排水路へ、汚水は公共下水道で処理します。周辺はほぼ住宅地となっており、多少は畑がありますが、周辺の営農には支障はないと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）



次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局（足立事務局次長）

本議案は山口県知事に許可された案件を変更するもので、農業委員会は意見決定し、その旨を山口県知事に進達するものでございます。

それでは、ご説明いたします。総会議案書50ページをお開きください、1番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は51、52ページ、公図は53ページで、変更前の土地利用計画図は54ページ、変更後の土地利用計画図は55ページをご覧ください。

変更内容は土地利用計画の変更と、工事期間の延長で、申請地の造成工事は完了しております。変更理由については議案書にも記載しておりますが、勤務先の移転の延期や私事の理由によりこの度の計画変更に至ったものがございます。この度の計画では、住宅の建築面積が80.00㎡から67.60㎡に変更されておりますが、建ぺい率は22.91%で、22%以上となっております。

以上でございます。

#### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号13番、伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

#### 伊田喜弘委員

13番の伊田です。議案第3号について調査結果をご報告いたします。令和6年3月6日に事務局1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。

本件は平成30年9月に承認した期間、他の変更申請です。変更内容は工事期間を承認後2か年まで及び自己用住宅面積を1棟80㎡から自己用住宅1棟67.60㎡に縮小するものです。変更理由書が提出されており、その内容によれば、変更は致し方ないと思います。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

#### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。  
それでは、「議案第3号農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」、「承認相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。

よって、原案のとおり「承認相当」とすることと決しましたので、その旨の意見を付して山口県知事に送付します。

### 議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

総会議案書56ページをお開きください。現況確認について簡単にご説明いたします。通常、農地から農地以外に地目変更する場合には農地法の許可書が必要となりますが、市農業委員会で「現況確認書交付事務取扱要領」を定め、行政サービスとして、原則、農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地以外の農地が対象とはなりますが、現況確認書を交付しております。

この度2件の申請があったことから委員の皆様へ、申請地が「農地」なのか「非農地」なのかをご判断いただくものでございます。

それでは、説明の前にタブレット端末を起動していただき、事前にメールにてお送りしております番号1番の現地調査時の写真をお開きください。

それでは、ご説明いたします、1番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆、面積は641㎡、申請地の位置図は57、58ページ、公図は59ページをご覧ください。59ページの公図に非農地と記載している土地は、過去に農業委員会が現況確認証明願にて「非農地」と判断した土地となります。申請地は下関市役所川中支所から南西へ約1.6kmに位置する土地でございます。

令和6年3月4日に農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり申請地は、一部に灌木が繁茂しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号イに該当し、「非農地」との判断になっております。

56ページに戻りまして2番、申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆、面積は495㎡、申請地の位置図は60、61ページ、公図は62ページをご覧ください。申請地は下関市市役所豊田総合支所から南西へ約2.1kmに位置する土地でございます。

令和6年3月6日に農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、申請地は全体的に笹竹が繁茂し、一部に灌木が繁茂しており、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号イに該当し、こちらも「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

#### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

#### 田崎育子委員

5番の田崎です。1番の案件についてご報告させていただきます。3月4日に農業委員2名、推進委員1名、事務局2名で現況確認に参りました。

申請地は、長州出島の入口付近にある農地です。事務局の説明の通りで、また皆さんに見ていただいた画像の通りでして、一部に灌木が繁茂していました。山林化した農地に隣接して、今後、林野化が想定されるものと判断し、全員一致で非農地としました。

よろしくご審議の程お願いします。

#### 議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号16番、河本肇委員、報告をお願いいたします。

#### 河本肇委員

16番の河本です。2番の案件についてご報告させていただきます。令和6年3月6日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局の職員1名で現状調査いたしました。

申請地は10年前頃から耕作していないということですが、それ以前から耕作していない様にも見えました。全体的に笹竹が繁茂し、一部に灌木が繁茂しており、山林に隣接しているため今後、林野化が想定され、非農地と判定いたしました。

ご審議の程よろしくお願いします。

#### 議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 現況確認について」、「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しました。

### 議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号●●●委員、議席番号●●●番●●●委員、議席番号●●●番●●●委員、議席番号●●●番●●●委員、議席番号●●●番●●●委員、議席番号●●●番●●●委員が該当していますので、退席をお願いいたします。

（該当委員 退席）

事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

『農用地利用集積計画の決定』とは、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地の貸し借りに関する利用権設定」や「所有権の移転」について、「権利者等の氏名又は名称及び住所」や「権利の内容等」を農業委員会の決定を経て定めることを言い、その決定し定めた農用地利用集積計画を市町村が公告することにより、利用権設定や所有権の移転の効力が発生することとなっているものでございます。

議案についてご説明いたします。総会議案書63ページをお開きください。1番、この案件は令和6年4月1日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、別紙「議案第5号関係資料①」の「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和6年4月1日公告予定分）」をご覧ください。

別紙「議案第5号関係資料②」の1ページから3ページに地区別の利用権設定

面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

それでは、退席委員の着席をお願いいたします。

（該当委員 着席）

### 議長（山田会長）

それでは、次に日程第6「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（配分）に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号■■番、■■■■委員が該当していますので、退席をお願いいたします。

（該当委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

## 事務局（足立事務局次長）

『農用地利用集積等促進計画の配分に係る意見決定』についてですが、農地中間管理機構が農地の出し手から借り受けた農地を、担い手へ集積することを目的に、借受け希望農家へ配分するための計画の（案）について、業務の委託を受け、計画（案）を作成する市町村が農業委員会の意見を聴くこととなっておりますので、その意見決定を行うものでございます。

議案についてご説明いたします。総会議案書64ページをお開きください。この案件は農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用集積等促進計画の配分に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては別紙「議案第6号関係資料①」の1ページ「1. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（下関区域分）」と、2ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。

2番、内容につきましては別紙「議案第6号関係資料①」の3から6ページ「2. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（豊浦区域分）」と、7ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊浦区域分）」をご覧ください。

3番、内容につきましては別紙「議案第6号関係資料①」の8から10ページ「3. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（菊川区域分）」と、11ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（菊川区域分）」をご覧ください。

4番、内容につきましては別紙「議案第6号関係資料①」の12から15ページ「4. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（豊田区域分）」と、16ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊田区域分）」をご覧ください。

5番、内容につきましては別紙「議案第6号関係資料①」の17から22ページ「5. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（豊北区域分）」と、23ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊北区域分）」をご覧ください。別紙「議案第6号関係資料②」に地区別の配分に関する利用集積等促進計画集計表をお示ししております。

いずれの案件も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

## 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（配分）に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

それでは、退席委員の着席をお願いいたします。

（該当委員 着席）

#### 議長（山田会長）

次に日程第7「議案第7号 下関市国民健康保険運営協議会委員候補者の推薦について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局（足立事務局次長）

ご説明します。総会議案書65、66ページをお開きください。これは、農業委員会からの推薦により、令和4年7月に下関市国民健康保険運営協議会委員に就いておられました金田前農業委員からの、当該委員の辞任のお申し出に伴いまして、下関市長から農業委員会に、後任委員の候補者について推薦依頼があったことによるものです。

任期は、残任期間である令和7年6月30日までとなります。国民健康保険運営協議会委員として、年齢及び加入要件等が適格である委員のうちから、下田敏純委員を農業委員会から推薦しようとするものです。

以上でございます。

#### 議長（山田会長）

ただ今、事務局から説明がありました。

下田敏純委員にお願いできますでしょうか。

#### 下田敏純委員

はい。（承諾）

### 議長（山田会長）

それでは、下関市国民健康保険運営協議会委員候補者として、下田敏純委員を推薦したいと思います。賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、下田敏純委員を、下関市国民健康保険運営協議会委員候補者として推薦いたします。

### 議長（山田会長）

次に、日程第8「議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」と日程第9「議案第9号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について」ですが、相互に関連しますので、一括で事務局から説明していただき、お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

説明の前に関係資料の訂正がございます。議案第8号関係資料の2ページ(2)①最初の○の行に「農業委員と推進委員の担当制又は」の次に「チーム制推進員等」とありますが、正しくは「チーム制推進委員等」となります。次に3ページ(2)①の○の行に「地域計画の作成と見直しに推進員等は」とありますが、正しくは「推進委員等」となります。2か所とも「推進委員」に訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。日程第8「議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」と日程第9「議案第9号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について」、総会議案書は、67、68ページとなります。併せて別紙 議案第8号関係資料、議案9号関係資料をご確認ください。

この指針は、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を定めるもので、最適化活動の目標は単年度の活動目標を定めるものであり、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様の日々の活動の指標となるものです。まず、議案第8号の指針の改定ですが、法改正に伴う改定を昨年度の3月総会にお諮りし、令和5年4月1日付けで制定しておりましたので、この度の農業委員及び推進委員の改選に伴う改定では、数値目標について、アンダーライン箇所の時点修正を行うものです。

次に、議案9号の令和6年度の目標設定ですが、国の運用通知等に基づき、実績値等を踏まえ農林水産省が定める計算により設定しているものについては、農地の集積は43.0%、遊休農地の解消は既存分1.79ha、新規分0.9



8 h a、新規参入面積は58.3 h a、活動日数は月平均10日。任意で定める目標については、前年度と同じで、活動強化月間は農地パト2か月、利用権戸別訪問2か月の計4か月、新規参入相談会への参加は1回としております。

なお、指針及び令和6年度の目標については国の運用通知等に基づき、ホームページにて公表するとともに関係機関へ通知してまいります。

以上でございます。

#### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、まず、「議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案については、原案のとおり決定しました。

#### 議長（山田会長）

続きまして、「議案第9号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案については、原案のとおり決定しました。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

#### 議長（山田会長）

次に、日程第10「報告第1号」から日程第21「報告第12号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

#### 事務局（中川事務局主幹）

ご報告いたします。以後、着座にてご説明いたします。報告事項1から8ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は29ページございました。本件は農地の権利を相続等によって取得したときは、農地のある市町村の農業委員会に農地の所有者、管理者を明らかにするため、届出が義務付

けられているものです。書類等そろっておりましたので、国の農地法関係事務処理要領の規程により、受理通知書を交付いたしました。

9ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は2件ございました。本件は市街化区域内の農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会に所定の事項の届出を行えば、転用許可を要しないこととされているものです。書類等そろっておりましたので、下関市農業委員会会長専決規程により、受理通知書を交付いたしました。

10ページ、報告第3号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は1件ございました。本件は認定電気通信事業者が、携帯基地局等の設置を目的に届け出がなされたものです。携帯電話に係る基地局等の設置のための転用については、農地法施行規則により農地法の許可を要しないこととされていますが、県の「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の通知により、許可権者である市農業委員会に文書が提出されたものです。書類等そろっておりましたので、下関市農業委員会会長専決規程により、受理通知書を交付いたしました。

11から13ページ、報告第4号「土地改良法第3条第1項第2号の規定による承認について」は1件ございました。本件は土地改良事業への参加資格の交替の申出に対し、農業委員会が承認の可否を決定するものでございます。農用地を利用権等の権原に基づき耕作している場合、借り手であるその耕作者に土地改良事業への参加資格があると、土地改良法第3条第1項で規定されています。しかし、所有者から参加資格を交替する旨の申出があり、農業委員会がこれを承認すれば、所有者に参加資格が交替する旨が、同法第3条第1項第2号に規定されています。この度の申出書は2月13日付けで提出されましたが、土地改良法施行令及び土地改良法施行規則に、申出書の提出があったときは7日以内に、農業委員会は承認するか否かを決定し、その旨を遅滞なく公告し、かつ、申出をしたもの等に通知しなければならないと規定されております。その為、前回までは総会の議案として上程しておりましたが、この度の申し出については土地改良事業の円滑な推進を目的に提出がなされたことが確認できましたので、下関市農業委員会規程、第5条の会長の専決事項「総会を招集するいとまないと認める場合には、会長の専決処分に付することができる」となっておりますので、会長の専決にて、令和6年2月20日付けで公告し、申出をしたものと交代前の資格者である耕作者に承認書を交付いたしました。

14から17ページ、報告第5号「現況確認について」は1件ございました。現況確認については議案第4号と同じ現況確認書交付事務取扱要領の証明基準により判断いたしますが、議案との違いは事務取扱要領第4条において、5条第1号及び第2号の場合においては、現地調査後、現況確認書を交付し、総会に報

告するものと規定されています。本件は5条2号の「昭和45年9月末日以前より農地以外の目的で利用している土地」に該当しておりましたので、農業委員による現地調査終了後、会長の専決にて現況確認書を交付いたしました。なお、議案書にも記載しておりますが、現地調査では建物は確認できませんでしたが、申請者から提出された昭和44年撮影の航空写真で、建物は確認でき、申請地は農地として利用はなされてはいなかったことから、「非農地」と判断したものでございます。

18から23ページ、報告第6号「農地造成届について」は1件ございました。本件は市農業委員会の農地造成指導指針に従って、農地造成届があったものです。農地を埋め立てし、それを農地として利用する農地造成については、農地を農地以外で利用する農地転用とは違い、農地法上の手続きは必要ありません。しかしながら、農地造成と無断転用を区別するため、また農地を埋め立てることによる周辺農地への影響等を考慮して、指導指針を定め、農地の適正な利用について指導を行っているところです。農業委員による現地確認を行い、下関市農業委員会会長専決規程により、受理通知書を交付いたしました。

24ページ、報告第7号「農地造成期間延長願について」は2件ございました。本件は届出のありました農地造成の期間延長を願い出るものでございます。農地造成届は農地造成指導指針により、工期が原則1年以内ですが、やむを得ない理由の場合、延長を認めるものでございます。農業委員による現地確認を行い、下関市農業委員会会長専決規程により、受理通知書を交付いたしました。

25ページ、報告第8号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は3件ございました。農地に係る相続税の納税猶予とは、相続時における農地の細分化防止や農業後継者の確保を目的として設けられたもので、この制度の適用を受けるためには、農業委員会の相続税の納税猶予に関する適格者証明を税務署へ申請・申告する必要があります。本件は納税猶予を受けた者が、前回の申請から3箇年が経過したことから、改めて農業委員会に税務署への申請・申告に必要な証明書の交付を求められたものです。この度の証明は「引続き農業経営を行っている旨の証明」となります。農業委員による現地確認を行い、下関市農業委員会会長専決規程により、証明書を交付いたしました。

26から32ページ、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が28件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。賃貸借の権利設定による利用権設定において、借り手、貸し手双方の合意による解約がなされたものにつき、下関市農業委員会会長あてに通知書の提出があったものでございます。

33ページ、報告第10号「農地の転用事実に関する証明について」は3件ご

ございました。本件は過去に転用目的が「特定建築条件付売買予定地」として許可された案件について、法務局への地目変更登記の際に必要な証明書の交付でございます。特定建築条件付売買予定地の説明については次回以降の総会で、詳しくご説明いたしますので、省略させていただきます。農業委員による現地調査は既に終了しており、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

34から36ページ、報告第11号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。本件は議案第2号1番でもご説明いたしましたが、過去に資材置場の整備を目的に農地転用許可された案件の現地確認の報告でございます。

37から40ページ、報告第12号「農地中間管理事業の賃借に関する契約終期の変更契約について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。本件は農地中間管理機構と地権者との賃借契約に関し、令和6年3月31日で期間満了を迎えるものについて、契約終期の延長のみを理由とした変更契約が締結されたものでございます。

41ページ、報告第13号「令和5年度第10回総会議案書第7号の審議案件の訂正について」でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上報告いたします。

#### **議長（山田会長）**

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第12号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和5年度第12回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 11時05分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....